

# 南房総市災害廃棄物処理計画 資料編

令和3年3月

南房総市



## 1 令和元年台風被害のまとめ

南房総市では、令和元年9月から10月にかけて、2度の台風と低気圧等による暴風雨被害を受けた。

今後、災害被害があった場合に、今回の経験が生かせるよう被害の状況と復旧・復興の留意点をまとめる。

### 1. 被害の概況

#### (1) 気象状況

令和元年第15号は、令和元年9月8日から9日にかけて、伊豆諸島北部から勢力を保ったまま、東京湾を北北東に進み、南房総市でも猛烈な風が吹き、非常に激しい雨が降り、海上ではうねりを伴った猛烈なしけとなった。

9月8日12時から9日12時までの24時間最大雨量は鋸南町(鋸南地域雨量観測所)で211.0mm、館山市(館山特別地域気象観測所)で192.0mm、鴨川市(鴨川地域気象観測所)で140.5mm、最大風速(10分間平均風速の最大)は館山市で9月9日2時10分に27.4 m/s、鴨川市で2時20分に20.3m/s、木更津市(木更津地域気象観測所)で2時50分に22.7 m/s、最大瞬間風速は木更津市で9月9日2時50分に49.0 m/s、館山市で2時40分に48.8 m/s、鴨川市で3時40分に35.6 m/sを観測した。

また、令和元年台風第19号は、令和元年10月12日から13日にかけて、大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。南房総市でも非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降り、海上ではうねりを伴った猛烈なしけとなった。

10月12日1時から10月13日1時までの24時間最大雨量は館山市で133.5mm、鋸南町で124.5mm、鴨川市で60.5mm、最大風速は館山市で10月12日21時00分に19.3 m/s、鴨川市で14時50分に17.4 m/s、木更津市で21時00分に15.9 m/s、最大瞬間風速は、木更津市で10月12日21時00分に35.9 m/s、館山市で18時40分に33.7 m/s、鴨川市で20時10分に30.1 m/sを観測した。

令和元年10月25日の低気圧等による大雨では、太平洋沿岸に沿って進む低気圧に令和元年台風第21号周辺の湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に、広い範囲で記録的な大雨となり、10月25日1時から10月26日1時までの24時間最大雨量は鴨川市で246.5mm、鋸南町で116.5mm、館山市で207.5mmを観測した。

家屋の被害(富浦地区)



## 台風第15号

【降水量】24時間降水量 (mm/24h)

|         | 館山市   | 鴨川市   | 鋸南町   |
|---------|-------|-------|-------|
| 9月8日～9日 | 192.0 | 140.5 | 211.0 |

【最大風速】10分間平均風速の最大 (m/s)

|      | 館山市  |    | 鴨川市  |     | 鋸南町 |    | 木更津市 |     |
|------|------|----|------|-----|-----|----|------|-----|
|      | 風速   | 風向 | 風速   | 風向  | 風速  | 風向 | 風速   | 風向  |
| 9月9日 | 27.4 | 南  | 20.3 | 南南東 | —   | —  | 22.7 | 東南東 |

【最大瞬間風速】 (m/s)

|      | 館山市  |     | 鴨川市  |     | 鋸南町 |    | 木更津市 |     |
|------|------|-----|------|-----|-----|----|------|-----|
|      | 風速   | 風向  | 風速   | 風向  | 風速  | 風向 | 風速   | 風向  |
| 9月9日 | 48.8 | 南南西 | 35.6 | 南南西 | —   | —  | 49.0 | 東南東 |

## 台風第19号

【降水量】24時間降水量 (mm/24h)

|            | 館山市   | 鴨川市  | 鋸南町   |
|------------|-------|------|-------|
| 10月12日～13日 | 133.5 | 60.5 | 124.5 |

【最大風速】10分間平均風速の最大 (m/s)

|        | 館山市  |     | 鴨川市  |     | 鋸南町 |    | 木更津市 |    |
|--------|------|-----|------|-----|-----|----|------|----|
|        | 風速   | 風向  | 風速   | 風向  | 風速  | 風向 | 風速   | 風向 |
| 10月12日 | 19.3 | 南南西 | 17.4 | 東南東 | —   | —  | 15.9 | 南東 |

【最大瞬間風速】 (m/s)

|        | 館山市  |    | 鴨川市  |    | 鋸南町 |    | 木更津市 |    |
|--------|------|----|------|----|-----|----|------|----|
|        | 風速   | 風向 | 風速   | 風向 | 風速  | 風向 | 風速   | 風向 |
| 10月12日 | 33.7 | 南東 | 30.1 | 南  | —   | —  | 35.9 | 南  |

## 低気圧等による大雨

【降水量】24時間降水量 (mm/24h)

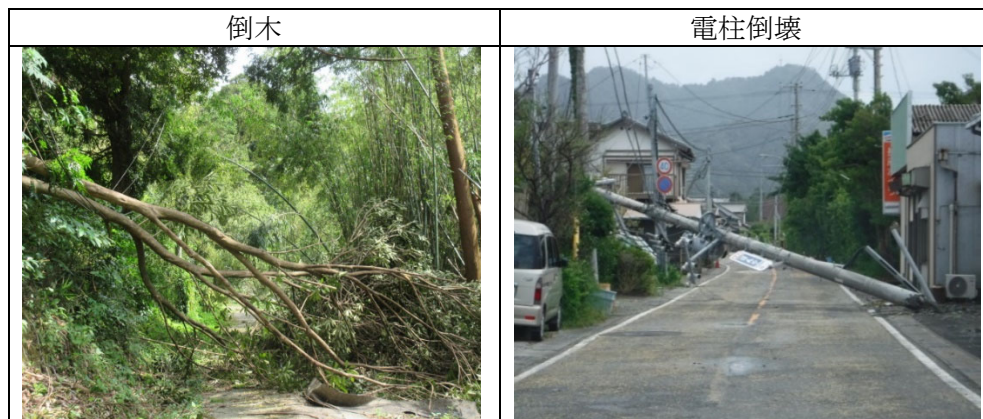
|            | 館山市   | 鴨川市   | 鋸南町   |
|------------|-------|-------|-------|
| 10月25日～26日 | 207.5 | 246.5 | 116.5 |

## (2) 被害状況

令和元年台風第15号は、令和元年9月8日から9日にかけて台風本体の接近時に風雨が急激に強まり、強風等により広い範囲で甚大な災害をもたらした。家屋の損壊や倒木、広域の停電、断水及び通信障害が発生した。

令和元年台風第19号は、令和元年10月12日から13日に接近し、12日から台風本体の接近時に風が急激に強まり、強風等による建物等の損壊や倒木、土砂崩落等が発生し、市内において広域の停電が発生、ライフラインへの影響があったほか、損壊建物等の飛散、浸水等の被害が発生した。台風第15号で受けた被害の復旧もままならない状況で、家屋等の損傷が拡大した。

さらに、10月24日から26日にかけて西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に進んだ低気圧に、台風第21号がもたらした南からの暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になり、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に、広い範囲で記録的な大雨となった。大雨の影響で、土砂災害、浸水害、河川の氾濫が発生して、停電や断水等の被害や交通障害が発生した。



## 2. 非常災害宣言と県への委託状況等

### (1) 非常災害宣言

市は、令和元年9月10日付けで「非常災害宣言」をし、令和元年9月11日付けで千葉県へ「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等に関する協定に係る支援要請」をした。

### (2) 県への委託状況等

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する千葉県の協定に基づき、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、市から千葉県に支援を要請した。

これにより、市は千葉県が協定を締結する（一社）千葉県産業資源循環協会に廃棄物処理業務を委託して処理することとなり、千葉県に対する地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託は行わないものとした。

なお、南房総市、県及び国の役割は、次のとおり。

#### 南房総市、県及び国の役割

|         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南房総市の役割 | <ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況の把握</li><li>・災害廃棄物処理実行計画の策定</li><li>・災害廃棄物処理体制の整備</li><li>・仮置場の確保</li><li>・損壊家屋の解体及び撤去</li><li>・災害廃棄物等の処理及び業務管理 など</li></ul>                                                                                 |
| 県の役割    | <ul style="list-style-type: none"><li>・市の被害状況の集約</li><li>・県災害廃棄物処理実行計画の策定</li><li>・市の災害廃棄物処理体制の整備への技術的支援</li><li>・災害廃棄物の処理支援及び広域処理調整</li><li>・地方自治法に基づく災害廃棄物処理に関する事務委託分に関する災害廃棄物処理に実施及び業務管理</li><li>・県全体の災害廃棄物処理進捗管理</li><li>・産業資源循環協会との調整 など</li></ul> |
| 国の役割    | <ul style="list-style-type: none"><li>・市又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県への技術的支援、財政的支援</li><li>・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供 など</li></ul>                                                                                                                  |

### 3. 災害廃棄物の発生量の推計

令和元年に発生した台風第 15 号、第 19 号及び低気圧等による大雨によって発生した災害廃棄物量の推計値を以下にまとめる。

#### (1) 災害廃棄物発生量の推計値

##### 1) 家屋から発生したごみ

家屋から発生したごみとは、損壊した家屋から出る片付けごみや建物がれき等で仮置場に集積されるものである。

建物被害棟数は、令和元年 11 月 26 日現在の罹災証明調査から推計した。

被害建物棟数に災害廃棄物発生原単位を乗じて、災害廃棄物発生量を推定した。

南房総市における家屋から発生したごみ量（推計）

|         | 全壊    | 大規模<br>半壊 | 半壊<br>(解体) | 半壊<br>(補修) | 一部損壊   | 非住家   | 計      |
|---------|-------|-----------|------------|------------|--------|-------|--------|
| 棟数※ 1   | 77    | 95        | 668        |            | 4,248  | 1,803 | 6,891  |
| 推計棟数    | 83    | 102       | 310        | 411        | 4,587  | 1,947 | 7,440  |
| 原単位※ 2  | 117   | 117       | 117        | 23         | 4.6    | 4.6   |        |
| 推計値 (t) | 9,711 | 11,934    | 36,270     | 9,453      | 21,100 | 8,956 | 97,424 |

※ 1：速報値

※ 2：千葉県災害廃棄物処理計画に示される発生量原単位

ただし、全壊及び半壊については水害の原単位を、一部損壊については被災者ヒアリングにより床上浸水の原単位を使用することとした。

##### 2) 処理が必要な倒木等

###### ①市道への倒木箇所

倒木箇所 1 箇所あたりダンプトラック（2 トン）×5 台分程度＝約 8 トンの処理が必要になると仮定して原単位を設定し、原単位を倒木箇所数に乗じて算出した。

###### ②倒木除去対象路線延長

市道富浦 4 号線調査において、3.4km 上に約 500 本の樹木（平均幹回り 47 cm、胸高直径 15 cm）を確認しており、それらの樹木が倒木となり処理が必要となると仮定し、樹木 1 本約 200kg×約 500 本÷3.4km＝約 30 トンとして 1km あたりの原単位を設定した。

処理が必要な倒木量（推計）

| 項目         | 数量         | 原単位        | 倒木等推計値<br>(トン) |
|------------|------------|------------|----------------|
| 市道への倒木箇所   | 110 (箇所)   | 8 (トン/箇所)  | 880            |
| 倒木除去対象路線延長 | 151.6 (km) | 30 (トン/km) | 4,548          |
| 合計         |            |            | 5,428          |



### 3) 農業関係廃棄物

被災により農業用ハウス等の農業関係廃棄物も多く発生した。破損した農業用ハウスは、長時間放置されると、悪臭などを発生し、生活環境に悪影響を及ぼす懸念がある。また、損壊した農業用ハウスのガラスについて一体的に収集し、処理を行うものとし、推計量を算出した。

農業関係廃棄物の発生量（推計）

| 項目         | 対象ハウスの面積<br>(棟数)              | (トン/m <sup>2</sup> ) × 比重 | ガラス推計値<br>(トン) |
|------------|-------------------------------|---------------------------|----------------|
| ガラスハウスのガラス | 1,600m <sup>2</sup><br>(15 棟) | 0.0125 × 2.5              | 50             |
| 合計         |                               |                           | 50             |

※原単位（(トン/m<sup>2</sup>) × 比重）については、国対策指針等に記載がないため、ガラス製品製造会社が公表する一般的な数値を用いた。

### (2) 推計結果

一連の風水害で発生した災害廃棄物の推計結果は、次のとおり。

災害廃棄物の発生量（推計）

| 廃棄物の種類                                | 推計値（トン） |
|---------------------------------------|---------|
| 家屋等から発生したごみ（コンガラ、木くず、金属くず、その他（可燃・不燃）） | 97,424  |
| 処理が必要な倒木等                             | 5,428   |
| 農業用ガラス等                               | 50      |
| 合計                                    | 102,902 |

農業用ハウスの被害①



農業用ハウスの被害②



#### 4. 廃棄物処理体制

先の暴風雨ではこれまでに経験のない規模の被害を受け、市内全体で建物の破損等による大量の災害廃棄物が発生した。市内における一般廃棄物処理業者は1社であり、産業廃棄物処理業者を含めても僅少であることから、自区内で処理することは極めて困難な状況であった。

そのため、本市は、地震等大規模災害における災害廃棄物処理等に関する千葉県との協定に基づき、今回の災害廃棄物の処理等に関し、令和元年9月10日に千葉県に支援を要請した。

##### (1) 千葉県の大規模災害協定に基づく災害廃棄物処理

千葉県が協定を締結する(一社)千葉県産業資源循環協会に廃棄物処理業務を委託し処理を進めた。

##### (2) 大規模災害時における自治体支援

自治体支援により、災害廃棄物の収集運搬や可燃ごみの焼却処分を行った。

また、災害廃棄物処理全般に関する事務支援や、仮置場運営スタッフ等の派遣支援等により、円滑かつ適正に災害廃棄物処理業務を進めることができた。

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物行動計画による応援要請

| 名称   | 支援区分           | 支援内容                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京都  | 事務支援           | 東京都：延べ71名・32日間                                                                                                                                                                                                                    |
|      | 収集運搬支援         | 練馬区：パッカー車 延べ21台<br>千代田区：パッカー車 延べ16台<br>中央区：パッカー車 延べ6台<br>港区：パッカー車 延べ22台<br>新宿区：パッカー車 延べ14台<br>台東区：パッカー車 延べ21台<br>荒川区：軽トラック 延べ2台<br>葛飾区：パッカー車 延べ18台<br>江戸川区：パッカー車 延べ21台<br>八王子市：パッカー車等 延べ50台<br>昭島市：パッカー車 延べ11台<br>町田市：パッカー車等 延べ4台 |
| 神奈川県 | 収集運搬支援<br>処分支援 | 川崎市：パッカー車 延べ47台<br>枝葉焼却 85.66t<br>横須賀市：パッカー車 延べ31台<br>布団焼却 37.10t                                                                                                                                                                 |
| 栃木県  | 事務支援           | 栃木県：1名×2日                                                                                                                                                                                                                         |
| 新潟県  | 事務支援           | 新潟市：1名×5日<br>魚沼市：1名×14日                                                                                                                                                                                                           |



千葉県市町村間の相互応援に関する応援協定に基づく支援要請

| 名称   | 支援区分   | 支援内容          |
|------|--------|---------------|
| 船橋市  | 収集運搬支援 | パッカー車 延べ 48 台 |
|      | 処分支援   | 枝葉焼却 90.99t   |
| 市川市  | 収集運搬支援 | パッカー車 延べ 1 台  |
|      | 処分支援   | 枝葉焼却 0.71t    |
| 木更津市 | 処分支援   | 枝葉焼却 79.52t   |
| 市原市  | 処分支援   | 枝葉焼却 85.51t   |

災害時における相互応援に関する協定に基づく支援要請

| 名称   | 支援区分   | 支援内容         |
|------|--------|--------------|
| 習志野市 | 収集運搬支援 | パッカー車 延べ 6 台 |
|      | 処分支援   | 枝葉焼却 24.99t  |

千葉県地域防災計画に基づく支援要請

| 名称  | 支援区分   | 支援内容                    |
|-----|--------|-------------------------|
| 千葉県 | 収集運搬支援 | 仮置場での場内案内や分別指導 延べ 284 名 |
|     | 事務支援   | 家屋解体撤去事業の現地確認補助 延べ 10 名 |

自治体支援①



自治体支援②



## 5. 仮置場の設置・管理・運営

### (1) 仮置場の設置

市内で多くの家屋損壊や倒木等が発生し、大量の災害廃棄物が出ることが予測されたこと、また、被害は市内全体に広がっていたことから、市内 3 箇所に仮置場を設置し、住民の自己搬入による災害ごみ（片付けごみ）の収集を行った。

仮置場の選定は、市内の被災状況や、環境省の事務手続きで示されている仮置場候補地選定の際に考慮する点等を参考に、市有地の中から仮置場を選定した。

実際に、今回の災害によって設置されて仮置場名を以下に示す。

設置した仮置場

| 仮置場名              | 住所                |
|-------------------|-------------------|
| ①南房総市役所本庁東側駐車場仮置場 | 南房総市富浦町青木 36 番地 1 |
| ②旧平群小学校グラウンド仮置場   | 南房総市平久里中 220 番地   |
| ③旧南三原小学校グラウンド仮置場  | 南房総市和田町下三原 360 番地 |

### 【選定で考量した点】

- ① 市内の被害状況・・・市域全体が被災  
→市域が広い内房・外房地区に各 1 箇所  
→被害件数が多い富浦地区に 1 地区
- ②「できる限り広い面積」「長時間利用可能」「効率的な搬出入を可能とするルートや道路幅の確保」「近隣の生活環境」  
→市役所駐車場と、廃校により現在使われていない学校跡地を利用

### 【市民への周知】（主なもの）

#### 各戸配布チラシ

- ・ 仮置場設置場所
- ・ 仮置場の開設日程
- ・ 受入品目
- ・ 災害ごみの出し方のルール（分別方法、受け入れないごみ）など

#### 防災行政無線・安全安心メール

- ・ 各戸配布チラシ記載内容の主要な部分
- ・ 雨天時等の仮置場閉鎖情報

南房総市役所本庁東側駐車場仮置場



(2) 仮置場の管理運営

1) 仮置場の開設期間（令和元年 9 月 14 日開設）

それぞれの仮置場の受入期間と搬出完了までの期間は次表のとおり。

なお、仮置場は、発災後概ね 3 週間程度災害ごみが搬入され、その後 1 箇月程度で搬出が完了した。

仮置場受入期間

| 仮置場               | 受入期間             | 搬出完了     |
|-------------------|------------------|----------|
| ①南房総市役所本庁東側駐車場仮置場 | 9/14（土）～10/23（水） | 11/20（水） |
| ②旧平群小学校グラウンド仮置場   | 9/14（土）～10/11（金） | 11/6（水）  |
| ③旧南三原小学校グラウンド仮置場  | 9/14（土）～10/23（水） | 11/28（木） |

2) 仮置場への持ち込み状況

仮置場 1 箇所あたり 1 日 300 台から 400 台の車両により、災害ごみが搬入された。

受入初日は仮置場 3 箇所合計で 1,700 台の搬入があり、市役所本庁東側駐車場仮置場では 975 台の搬入があった。

仮置場当たりの持込台数

| 仮置場               | 持込台数                  |
|-------------------|-----------------------|
| ①南房総市役所本庁東側駐車場仮置場 | 延 9,113 台 1 日平均 414 台 |
| ②旧平群小学校グラウンド仮置場   | 延 5,580 台 1 日平均 310 台 |
| ③旧南三原小学校グラウンド仮置場  | 延 6,798 台 1 日平均 309 台 |

3) 仮置場の配置人員

仮置場の配置人員は、それぞれの場所で、交通整理が 2 名、受付が 1～3 名、場内誘導・作業員が 7～10 名とした。

仮置場 1 箇所当り 10 名～14 名で運用した。

仮置場の配置人員

| 仮置場               | 配置人数    | 内訳                                |
|-------------------|---------|-----------------------------------|
| ①南房総市役所本庁東側駐車場仮置場 | 11～13 人 | 交通整理 2 人、受付 1～3 人、場内誘導・作業員 7～10 人 |
| ②旧平群小学校グラウンド仮置場   | 10～12 人 | 交通整理 2 人、受付 1～3 人、場内誘導・作業員 7～10 人 |
| ③旧南三原小学校グラウンド仮置場  | 12～14 人 | 交通整理 2 人、受付 1～3 人、場内誘導・作業員 7～10 人 |



## 6. 損壊家屋等の撤去について

被災した家屋等の解体・撤去は財産処分行為であり、原則所有者の責任で行われるものであるが、市が解体の必要があると判断した損壊家屋等（全壊に限る）であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市が行う解体、収集・運搬及び処分は災害等廃棄物処理事業の補助対象になる。

なお、11月7日環境省事務連絡の補助対象拡充により、台風第15号及び台風第19号で被災した半壊家屋の損壊家屋等については、新たに補助対象となった。

損壊家屋等解体撤去の補助対象範囲

|              | 台風第15号 | 台風第19号 | 10月25日の大雨 |
|--------------|--------|--------|-----------|
| 全壊           | 補助対象   |        |           |
| 半壊（大規模半壊を含む） | 補助対象   |        | 補助対象外     |

### （1）市発注による公費解体

#### 1）対象家屋

損壊家屋等の撤去の対象となる家屋は、令和元年台風第15号及び第19号並びに同年10月25日の大雨により損壊した家屋等で、次のいずれかに該当するもの

- ① 個人が所有し、かつ被災当時、居住のために使用していた家屋であって、罹災証明書で半壊以上（10月25日の大雨については全壊）の判定を受けた住家（借家を除く）
- ② 個人が所有し、罹災証明書で全壊の判定を受けた空家及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき全壊と南房総市長が認める空家
- ③ 前2号に定める家屋に付属する門扉、塀、立木その他の工作物で、生活環境の保全上、撤去等が必要であると南房総市長が認めるもの
- ④ 前3号に掲げるもののほか、南房総市長が特に必要と認めるもの

#### 2）申請受付期間

令和2年1月27日～令和2年3月31日

#### 3）仮置場の設置・管理運営

| 仮置場                                  | 管理運営            |
|--------------------------------------|-----------------|
| 南房総市役所本庁東側駐車場仮置場<br>（南房総市富浦町青木36番地1） | （一社）千葉県産業資源循環協会 |

#### 4）解体撤去業務の委託

受注者 南房総市防災協力会会員 22社

業務期間 令和2年5月28日から令和2年12月21日まで  
（一部、令和3年1月26日まで）

### （2）自費解体による費用償還

#### 1）対象家屋

自費撤去者への費用償還の対象となる家屋等は、令和元年台風第15号及び第19号並びに同年10月25日の大雨により損壊した家屋等で、次のいずれかに該当し、令和2年2月29日までに当該撤去等に係る事業者との契約が締結されたもの

- ① 個人が所有し、かつ被災当時、居住のために使用していた家屋であって、罹災証明書で半壊以上（10月25日の大雨については全壊）の判定を受けた住家（借家を除く）
- ② 個人が所有し、罹災証明書で全壊の判定を受けた空家又は災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき南房総市長が全壊と認める空家



- ③ 前2号に定める家屋に付属する門扉、塀、立木その他の工作物で、生活環境の保全上、撤去等が必要であったと南房総市長が認めるもの
- ④ 前3号に掲げるもののほか、南房総市長が特に必要と認めるもの

2) 申請受付期間

令和2年2月17日～令和2年3月31日

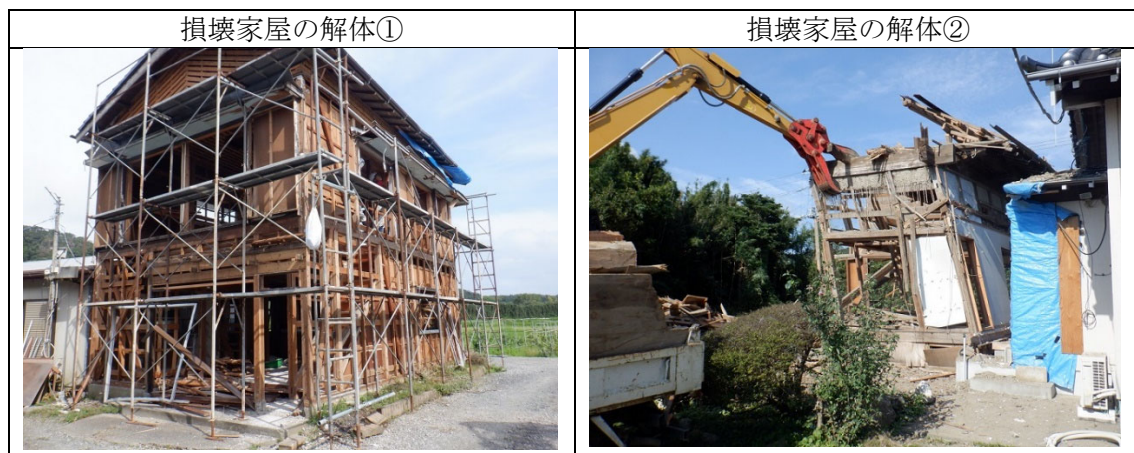
(3) 損壊家屋等の解体実績

【被災度合別】

| 区分          | 被災度合別解体件数 |       |     |     |
|-------------|-----------|-------|-----|-----|
|             | 全壊        | 大規模半壊 | 半壊  | 合計  |
| 市発注による公費解体  | 65        | 27    | 64  | 156 |
| 自費解体による費用償還 | 14        | 15    | 59  | 88  |
| 合 計         | 79        | 42    | 123 | 244 |

【地区別】

| 区分          | 地区別解体件数 |    |    |    |    |    |    |     |
|-------------|---------|----|----|----|----|----|----|-----|
|             | 富浦      | 富山 | 三芳 | 白浜 | 千倉 | 丸山 | 和田 | 合計  |
| 市発注による公費解体  | 69      | 24 | 9  | 12 | 26 | 8  | 8  | 156 |
| 自費解体による費用償還 | 38      | 14 | 12 | 8  | 5  | 8  | 3  | 88  |
| 合 計         | 107     | 38 | 21 | 20 | 31 | 16 | 11 | 244 |



7. 処理実績

| 品目         |          | 処分方法（t）   |          |        | 処分方法（％） |          |       |
|------------|----------|-----------|----------|--------|---------|----------|-------|
|            |          | 片付け<br>ごみ | 家屋<br>解体 | 合計     | 焼却      | 再資<br>源化 | 埋立    |
| 建設木くず      |          | 955       | 2,295    | 3,250  |         | 100.0    |       |
| 生木・竹・伐根    |          | 498       | 58       | 556    |         | 100.0    |       |
| 可燃物        | 枝・葉      | 618       |          | 618    | 100.0   |          |       |
|            | 畳        | 386       | 64       | 450    | 100.0   |          |       |
|            | 布団類      | 43        |          | 43     | 100.0   |          |       |
|            | その他      | 6         | 150      | 156    | 100.0   |          |       |
| がれき類       | コンクリートがら | 329       | 2,401    | 2,730  |         | 100.0    |       |
|            | 瓦        | 1,320     | 1,027    | 2,347  |         |          | 100.0 |
|            | ガラス類     | 83        | 64       | 147    |         |          | 100.0 |
|            | その他      | 487       | 5,584    | 6,071  |         |          | 100.0 |
| 廃プラスチック    |          | 73        | 42       | 115    |         |          | 100.0 |
| 石膏ボード      | （再資源化）   |           | 6        | 6      |         | 100.0    |       |
|            | （埋立）     |           | 177      | 177    |         |          | 100.0 |
| 石綿含有廃棄物    |          | 103       | 147      | 250    |         |          | 100.0 |
| 可燃性混合廃棄物   |          |           | 52       | 52     | 100.0   |          |       |
| 小型家電       |          | 1         |          | 1      |         | 100.0    |       |
| 金属くず       |          | 248       | 213      | 461    |         | 100.0    |       |
| 焼却処分後の燃えがら |          | 60        | 21       | 81     |         |          | 100.0 |
| 合計         |          | 5,210     | 12,301   | 17,511 | 7.5     | 40.0     | 52.5  |



8. 契約状況  
令和元年度

| 日付        | 契約名                                     | 相手方                     | 主な内容                          |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 令和元年9月10日 | 旧南三原小学校グラウンド一次仮置場緊急整備・運営管理委託（緊急施行）      | 三浦建設株式会社                | 仮置場（旧南三原小）の整地、区画分け、災害ごみの集積    |
| 令和元年9月13日 | 旧平群小学校グラウンド一次仮置場緊急整備・運営管理委託（緊急施行）       | 川前開発有限会社                | 仮置場（旧平群小）の整備（災害ごみの集積、砕石敷き均し）  |
| 令和元年9月13日 | 南房総市役所本庁東側駐車場一次仮置場緊急整備・運営管理委託（緊急施行）     | 和泉建設株式会社                | 仮置場（本庁駐車場）の整備（災害ごみの集積、砕石敷き均し） |
| 令和元年9月15日 | 災害廃棄物（金物類）搬出処理業務委託（単価契約）                | 株式会社イケダ                 | 災害廃棄物（金物）の収集運搬処分              |
| 令和元年9月16日 | 災害廃棄物の分別及び運搬車両への積込等業務委託（単価契約）           | 一般社団法人千葉県産業資源循環協会       | 仮置場（3箇所）の運営（分別、積込）            |
| 令和元年9月17日 | 旧南三原小学校グラウンド一次仮置場緊急整備・運営管理委託（緊急施行）（その2） | 三浦建設株式会社                | 仮置場（旧南三原小）の整備（災害ごみの集積、砕石敷き均し） |
| 令和元年9月17日 | 台風災害による災害廃棄物仮置場交通誘導業務委託（単価契約）           | 有限会社安房総合セキュリティー         | 仮置場（本庁駐車場）の交通誘導               |
| 令和元年9月18日 | 災害廃棄物の収集運搬及び処理業務委託（単価契約）                | 一般社団法人千葉県産業資源循環協会       | 仮置場（3箇所）の災害廃棄物の運搬処分           |
| 令和元年9月19日 | 災害廃棄物の収集運搬業務委託（可燃物等）（単価契約）              | 一般社団法人千葉県環境保全センター       | 災害廃棄物（可燃物）の収集運搬               |
| 令和元年9月25日 | 台風災害による災害廃棄物仮置場仮囲い整備業務委託                | 株式会社大松建設                | 仮置場（本庁駐車場）の仮囲い設置              |
| 令和元年10月8日 | 災害廃棄物置場周辺空気中の石綿濃度分析業務委託                 | 株式会社上総環境調査センター          | 仮置場（3箇所）周辺の空気中石綿濃度分析          |
|           | 災害廃棄物（可燃物）の処理業務支援                       | （支援自治体）                 |                               |
| 令和2年1月15日 | 被災家屋等解体・撤去管理（事務支援）業務委託                  | 一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会 | 家屋解体の申請受付、書類審査、申請管理           |
| 令和2年1月15日 | 被災家屋等解体・撤去処理に係る現地調査業務委託                 | 一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会 | 家屋解体现地立会、図面・算定書等作成            |



令和 2 年度

| 契約日             | 契約名                            | 相手方               | 主な内容                         |
|-----------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 令和 2 年 5 月 11 日 | 南房総市家屋解体廃棄物市役所本庁東側駐車場仮置場整備業務委託 | 株式会社大松建設          | 仮置場（本庁駐車場）の敷鉄板設置             |
| 令和 2 年 5 月 18 日 | 家屋解体廃棄物仮置場仮設事務所電気引込業務委託        | 幸洋電設株式会社          | 仮置場（本庁駐車場）管理事務所の電気引込         |
| 令和 2 年 5 月 27 日 | 南房総市家屋等解体撤去業務委託                | 市防災協力会会員 22 社     | 損壊家屋の解体撤去                    |
| 令和 2 年 6 月 1 日  | 南房総市家屋解体廃棄物処理業務委託              | 一般社団法人千葉県産業資源循環協会 | 仮置場（本庁駐車場）の運営、家屋解体廃棄物の運搬、処分  |
| 令和 2 年 6 月 9 日  | 家屋解体廃棄物仮置場交通誘導業務委託             | 有限会社安房総合セキュリティー   | 仮置場（本庁駐車場）交通誘導               |
| 令和 2 年 6 月 9 日  | 家屋解体廃棄物仮置場仮設メーター取付業務委託         | 有限会社青木酸素商店        | 仮置場（本庁駐車場）の粉じん対策のための散水専用蛇口設置 |
| 令和 2 年 6 月 12 日 | 家屋解体廃棄物（金物・金属くず）処理業務委託         | 株式会社富澤商店          | 家屋解体廃棄物（金物・金属くず）の運搬処分        |

## 2 災害等廃棄物処理事業費補助金事務

### 1. 災害等廃棄物処理事業

#### (1) 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

#### (2) 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1/2

④補助根拠

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額についておこなうものとする。

⑤その他 本補助金の補助うら分に対し、8 割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は 1 割程度となる。（通常災害の場合）

### 2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

#### (1) 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

#### (2) 概要

①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同総務課において実地調査等を担当する。

②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業

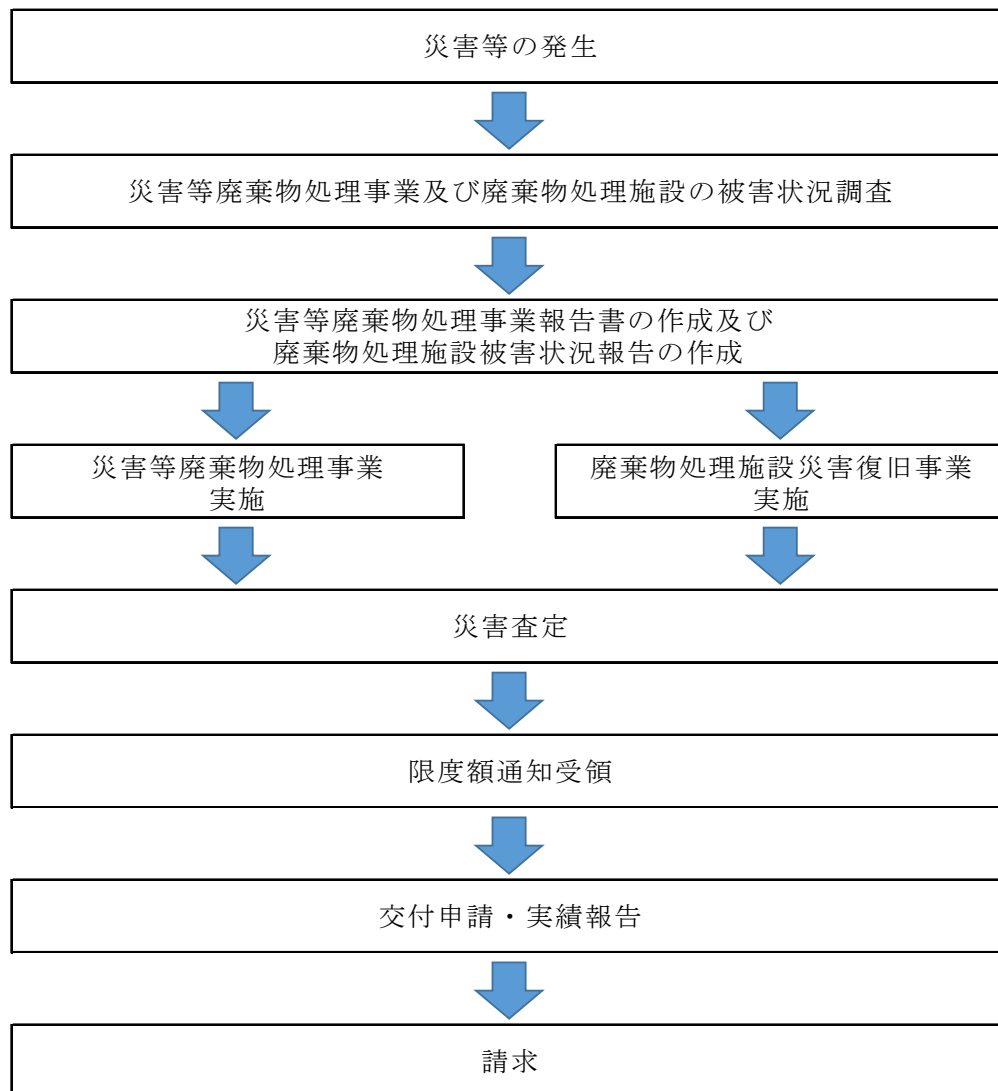
③補助率 1/2

④補助根拠 ・通常災害は予算補助

・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））

⑤その他 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

### 3. 災害関係業務フロー



#### 4. 災害廃棄物処理事業等の主な申請手続き

##### (1) 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

被災市町村は、都道府県を通じて地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締め切り等は災害発生の時期や被災状況に応じて設定される。）。また、都道府県は管轄の財務局等に対して、市町村から提出された災害等報告書を提出する。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前に予め都道府県を通じて地方事務所等と調整し、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

##### (2) 災害査定日程の調整

市町村において災害等報告書の提出の目途がついた場合には、地方事務所は、都道府県に対して災害査定の日程調整（地方事務所（本省）、財務局、都道府県、市町村）を依頼する。都道府県は、財務局、市町村、地方事務所と調整し、災害査定の日程を決定する。なお、国土交通省所管の堆積土砂排除事業との連携事業がある場合には原則同時に現地調査をすることとなるので、国土交通省とも日程調整をする必要がある。

（注1）査定日より前に災害廃棄物の処理を行う場合は、被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの）の撮影を十分に行うこと。

写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがある。

（注2）災害復旧制度では「年災」の考え方（「年度」ではない）が採られており、その年に発生した災害の災害査定はその年に実施することが原則である。事業完了前でも査定は可能であるので、年内に処理完了の目途がつかない場合には、見込みをもって査定を行うこととなる。

##### (3) 査定の実施

現地調査要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業報告」を査定資料とし、現地調査（査定）を行う。

現地調査は、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、補助対象外経費や根拠が不明な経費などについて査定が行われる。

##### (4) 現地調査報告書の作成

###### (a) 査定後の事業費が1億円未満で、査定官と立会官の意見が一致した場合

査定官が作成する調査要領の様式1「環境省所管補助施設災害復旧費現地調査報告書」（以下「現地調査報告書」という。）及び朱書き（査定内容について環境本省で把握するため、災害等廃棄物処理事業報告の「事業費算出内訳」に査定の結果が分かるように見え消しで朱書き訂正したもの）を市町村は4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。

###### (b) 査定後の事業費が1億円以上、または、査定官と立会官の意見が一致しない場合

近年は大規模な災害が多発しており、事業費の基準が1億円でない災害もあるが、原則としては1億円以上となるので留意すること。

査定官が現地調査報告書を作成するが、調査結果欄（査定後）の金額は、保留※金額であるため上段に括弧書き外数となる。この場合、調査要領の様式2「環境省所管補助施設災害復旧費現地調査報告書」（以下「現地調査報告書」という。）を併せて作成する。

「現地調査報告書」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。また、「現地調査報告書」を1部コピーし、原本を査定官、コピーを立会官に渡す。

※保留については、現地調査要領第9の規定を参照のこと。

(5) 補助限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等をもとに、通常災害の場合は交付要綱第4条の規定により限度額を決定し、申請市町村（都道府県経由）あて限度額通知を発出する。

限度額通知の発出は、基本的には、地方事務所から実地調査の報告後、速やかに行うが、予算措置の都合上、補正予算等によって当該災害に係る予算が措置される場合には、予算の成立等に合わせて発出をすることとなる。

(6) 補助金の交付申請・交付決定

市町村は、限度額通知を受領した場合、都道府県を通じて、補助金交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あてに提出する。環境本省では、補助金交付手続きを行い、交付決定通知書（兼額の確定通知書）を都道府県を通じて、市町村あてに送付する。

(7) 補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。



5. 令和元年台風第15号、台風第19号及び10月25日の大雨に係る  
災害等廃棄物処理事業費補助金事業申請状況等

- (1) 災害発生  
令和元年9月8日～9日 令和元年台風第15号  
令和元年9月12日 令和元年台風第19号  
令和元年10月25日 10月25日の大雨
- (2) 被害状況調査  
令和元年11月1日
- (3) 災害等廃棄物処理事業報告書の作成  
令和元年9月9日～令和2年1月7日（最終）
- (4) 災害等廃棄物処理事業実施  
令和元年9月9日～令和3年3月10日
- (5) 災害査定  
令和2年2月12日～14日
- (6) 限度額通知受領  
令和元年11月11日
- (7) 交付申請  
令和元年11月20日
- (8) 概算払請求  
令和元年12月3日
- (9) 戻入手続き  
令和元年2月27日
- (10) 年度終了実績報告  
令和2年4月15日
- (11) 事業限度額の変更  
令和2年6月12日
- (12) 変更交付申請  
令和2年6月24日
- (13) 実績報告  
令和3年3月予定
- (14) 不用額返還  
令和3年7月予定
- (15) 事業費

| 項目               |       | 金額（円）         | 備考              |
|------------------|-------|---------------|-----------------|
| 総事業費             |       | 1,506,977,322 |                 |
| 財<br>源<br>内<br>訳 | 国庫補助額 | 745,694,000   |                 |
|                  | 起債    | 741,500,000   | 100%充当、交付税措置95% |
|                  | その他   | 3,891,581     | 金属売却益           |
|                  | 一般財源  | 15,891,741    |                 |